

入札説明書

航空自衛隊作戦システム運用隊（横田基地）に係る入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 適用する入札公告

本説明書は、航空自衛隊作戦システム運用隊（横田基地）が入札公告した技術業務について適用する。

2 契約担当官等

航空自衛隊作戦システム運用隊（横田基地）会計小隊長
〒197-8503 東京都福生市大字福生2552

3 業務概要

- (1) 業務の名称 各公告による
- (2) 業務内容 各公告による
- (3) 履行期間 各公告による
- (4) その他

ア 受付窓口

〒197-8503 東京都福生市大字福生2552

航空自衛隊作戦システム運用隊（横田基地）会計小隊契約班

イ 受付時間

午前8時15分から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

ウ 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。

4 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における当該年度に有効な一般競争（指名競争）資格審査（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、各公告に示す測量・建設コンサルタント等業務に係る格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号。28.3.31。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 建築士法（昭和 25 年法律 202 号）第 23 条の規定に基づく級建築士事務所登録を有すること。（級建築士事務所の種類については、各公告による。）
- (6) 各公告に示す同種業務について、元請けとして当該年度及び前年度から過去 10 年間から入札公告日までに完了又は引渡し完了した業務の実績を有すること。

なお、当該実績が平成 16 年 4 月 1 日以降に契約した防衛省旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の業務に係るものにあつては、業務成績評定通知書の業務評定点（総合点）【土木等技術業務の場合は、「業務評定点（総合点）」を「評定点」と記載する。】（以下「評定点」という。）が 65 点未満のものを除くこと。

- (7) 入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第 5 条第 2 項の規定に抵触するものでない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (8) 航空自衛隊作戦システム運用隊（横田基地）が発注した業務のうち、当該年度を含まない直近の過去 2 年間に完了又は引渡し完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が 65 点以上であること。
- (9) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア 配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ア)から(エ)までに示す条件をすべて満たす者であ

る。

- (ア) 各公告における業務に必要な資格を有する。
(イ) 当該年度及び前年度から過去 10 年間から入札公告日までに完了又は引渡し完了した業務のうち、各公告に示す同種業務における経験の有する。

なお、当該経験が平成 16 年 4 月 1 日以降に契約した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局等を含む。）の業務に係るものにあつては、評定点が 65 点未満のものを除く。

- (ウ) 各公告日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が 5 億円未満かつ 10 件未満である。

ただし、各公告日現在の手持ち業務に航空自衛隊作戦システム運用隊（横田基地）と契約した業務で予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が 2 億 5 千万円未満かつ 5 件未満である者とする。（官報掲載を行う業務の場合、ただし書きは記載しない。）

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額 500 万円以上の業務をいう。また、手持ち業務量の算定に用いる金額は、手持ち業務の契約金額（共同体による受注の場合は、共同体構成員として分担する業務の業務額とする。）のうち、当該業務の発注年度から履行期限を含む年度までに係る金額とする。

- (エ) 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

イ 配置予定担当技術者

配置予定管理技術者との兼務は認めないものとする。

- (10) 北関東防衛局の管轄区域内に、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の「営業所一覧表」に記載している本店又は支店等営業所が所在すること。
(11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

5 担当部局

〒197-8503 東京都福生市大字福生2552

航空自衛隊作戦システム運用隊（横田基地）会計小隊契約班

TEL 042-553-6611（内線2248）

FAX 042-553-6647

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記 4 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び技術資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争

参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、上記 4 (2) の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記 4 (1) 及び(4) から(11)までに掲げる事項を満たし、(7)に該当しないときは、開札の時点において上記 4 (2) 及び(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記 4 (2) 及び(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

イ 提出場所 上記 5 に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送等による。

(2) 申請書は、別紙様式第 1 により作成する。

(3) 上記 4 (6) の実績及び(8) の経験の確認を行うに当たり、平成 6 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が解放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種業務の実績及び経験をもって行う。

(4) 技術資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、業務が完了又は引渡し完了しているもの限り記載することとし、記載する業務が平成 16 年 4 月 1 日以降に契約した防衛省発注機関(旧防衛施設局等を含む。)の業務の場合は、当該業務に係る業務成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種業務の実績

上記 4 (6) に掲げる資格があることを判断できる同種業務の実績を 1 件記載する。

記載する業務は、当該年度及び前年度から過去 10 年間から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務とする。

記載様式は別紙様式第 2 とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A 4 版 1 枚に記載する。

イ 建築士法(昭和 25 年法律 202 号)による事務所登録等

建築士事務所の登録状況のわかる証明書等の写しを添付する。

(建築士事務所の種類については、各公告による。)

ウ 配置予定管理技術者の経歴等

保有する資格について記載し、資格証の写しを提出する。

手持ち業務は、公告日現在、防衛省以外の発注者(国内外問わず)のものも含めすべて記載する。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額 500 万円以上の業務をいう。

記載様式は、別紙様式第 3 とする。

なお、配置予定技術者として複数の候補技術者の資格等を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数業務の配置予定技術者とすることはできるが、他の業務を落札した又は特定されたことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行う。他の業務を落札した又は特定されたことにより、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第 86 条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の業務を落札した又は特定されたことにより、配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行う。

この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

エ 配置予定管理技術者の同種業務の経験

4 (9)に掲げる資格があることを判断できる同種業務の経験を 1 件記載する。

記載する業務は、当該年度及び前年度から過去 10 年間に完了又は引渡しが完了した業務とする（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。

入札参加希望者以外が受注した業務経験を記載する場合は、当該業務を受注した企業名等を記載する。

記載様式は別紙様式第 3 とする。

オ 契約書の写し等

同種業務の実績及び経験として記載した業務に係る契約書の写し及び当該業務を証明する資料を提出する。ただし、当該業務が、財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS/テクリス)」又は一般社団法人公共建築協会「公共建築設計者情報システム (PUBDIS)」に登録されている場合はその写しを添付するものとし、契約書の写し等を提出する必要はない。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は申請時に提出された返信用封筒により、通知する。

(6) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書等に関する問い合わせ先上記 5 に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認

めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出方法 書面（様式は自由とする。）を上記5に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

イ 提出期間 契約担当官の示す期間

(2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に質問がある者は、契約担当官等に対して、次に従い質問することができる。

ア 提出方法 書面（様式は自由とする。）を上記5に持参又は郵送等により提出する。

イ 提出期間 契約担当官の示す期間

(2) (1)の質問に対する回答書は、契約担当官の示す期間、上記5において閲覧に供する。

9 入札方法等

(1) 入札書の提出方法等

ア 提出期間 各公告による

イ 提出場所 上記5に同じ。

ウ 提出方法 入札書及び業務費内訳明細書を各々封筒に入れて、封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの別の封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参により提出する。また、一般競争参加確認通知書又はその写しを提示する。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

(3) 入札回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札において落札者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第99条の2の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

11 業務費内訳明細書

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳明細書を提出しなければならない。

- (2) 業務費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（必ず押印する。）並びに契約担当官名及び業務の名称を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。
- (3) 提出方法等
 - ア 提出期間 上記9(1)アに同じ。
 - イ 提出方法 上記9(1)ウを参照。
 - ウ 提出場所 上記9(1)イに同じ。
- (4) 提出された業務費内訳明細書は返却しないものとする。
- (5) 業務費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。
- (6) 業務費内訳明細書の確認の結果、別紙様式第4の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。
- (7) 提出された業務費内訳明細書について説明を求める場合がある。業務費内訳明細書について、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。
- (8) 指名停止措置要領に基づき、指名停止を行うことがある。
- (9) 業務費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

12 開札

- (1) 開札の日時及び場所
 - ア 日時 各公告による
 - イ 場所 各公告による
- (2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (3) 第1回目の開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取扱う。
- (4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、持参による入札参加者は再度の入札を辞退したものとして取扱うものとするが、郵送等による入札参加者は、契約担当官等からの連絡に対して速やかに再度の入札に参加する意思の有無を明らかにするため、電話により確認するものとする。
- (5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。

13 入札の無効

- (1) 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 各公告において示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札
 - ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

- (2) (1)に該当する者が落札者であった場合は、落札決定を取消す。

14 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が二者以上あるときはくじへ移行する。くじの実施方法等については、契約担当官から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、落札者となるべき者は、調査に協力しなければならない。

15 契約書作成の要否等

- (1) 契約書作成の要否

各公告による

- (2) 適用する契約条項

各公告によるほか、航空自衛隊標準契約条項役務供給契約条項、適用契約条項及び暴力団排除に関する特約条項を適用する。

16 情報保全に係る履行体制の確認

落札予定者は情報保全に係る履行体制の確認のため、以下の各号に示す資料を提出するものとし、情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者に対しては、競争参加資格を取り消すものとする。

- (1) 各業務従事者毎の氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、資格、母語及び外国語能力、国籍その他文化的背景、業績等（修業、従事、取得等の時期及び期間を含む。）が分かる資料（別紙様式第7）
- (2) 顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者は、これに接してはならず、かつ、職務上の下級者等に対してその提供を要求してはならない旨を定める社内規則の写し（当該定めとは無関係な部分は墨塗り等の方法により消除しても良い）、又はそれに類すると認められる資料（別紙様式第8）
- (3) 親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の、当該入札者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者（次号において

「親会社等」という。)の一覧(別紙様式第9)

- (4) 顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報が、親会社等に対しても、報告、共有その他情報提供の対象とならないことが明記された資料(当該定めとは無関係な部分は墨塗り等の方法により消除しても良い)、又はそれに類すると認められる資料(別紙様式第10)
- (5) 前各号の資料により、情報保全に係る履行体制の実効性に対する、法令上、契約上又は事実上の影響について懸念が存在しないことを確認できない入札者については、当該懸念が存在しないことを追加的に証明する資料

※17(1)は、請負金額が4,000万円以上の場合に適用する。

17 配置予定監理技術者の確認

- (1) 落札者決定後、配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
- (2) 病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

18 非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の通知を行った日の翌日から起算して5日(行政機関の休日を除く。)以内に書面(様式は自由とする。)を持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。
- (2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(行政機関の休日を除く。)以内に書面により回答する。

19 関連情報を入手するための照会窓口 上記5に同じ。

20 その他

- (1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。
- (3) 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 本業務を受注したコンサルタント及び本業務を受注したコンサルタントと資本、人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。
- (5) 申請書等に記載した配置予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないとして、承認された場合のほかは、変更を認めない。病休等特別な理由によりやむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記4(9)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上と認められる者を配置しなければならない。
- (6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発

注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

令和 年 月 日

一般競争参加資格確認申請書

契約担当官
航空自衛隊作戦システム運用隊
会計小隊長 松浦 奈央 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

令和 年 月 日付けで入札公告のありました〇〇〇〇業務に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書6(4)アに定める同種業務の実績を記載した書面
- 2 入札説明書6(4)イに定める建築士法による事務所登録等を記載した書面
- 3 入札説明書6(4)ウ及びエに定める配置予定技術者の資格等を記載した書面
- 4 入札説明書6(4)オに定める契約書の写し（契約書の写しの提出を求める場合のみ）
- 5 建築士事務所登録証明書の写し（業務内容に応じて必要とする場合のみ）

以上

注：返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（〇〇〇円）の切手を貼付した長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

同種業務の実績

企業名：

業務の名称	
発注機関名 住所 TEL	
契約金額	¥ (内消費税)
履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日
業務内容	
技術的特徴	
テクリス又はPUBDIS 登録の有無	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> テクリス <input type="checkbox"/> PUBDIS 登録番号) <input type="checkbox"/> 無

- 1 必ず同種業務が確認できる内容で記載する。
- 2 テクリス又はPUBDIS登録の有無について、いずれかの「」に「」を付す。
「有」に「」を付した場合は、テクリス又はPUBDIS登録番号を記載し、写し（詳細含む。）を添付する。「無」に「」を付した場合は契約書及び業務内容の写しを添付する。
- 3 記載する業務が、平成16年4月1日以降に防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）と契約した業務である場合は、業務成績評定通知書の写しを添付する。
- 4 「業務内容」及び「技術的特徴」について、具体的に記載する。

配置予定技術者

1 管理技術者				
配置予定技術者名：		(生年月日： 年 月 日)		
所属・役職名：				
(1) 保有資格				
技術士 (部門： 分類：)・登録番号：		・取得年月日：		
RCCM (部門：)・登録番号：		・取得年月日：		
その他 (部門：)・登録番号：		・取得年月日：		
(2) 同種業務の経験 (1件記載)				
(業務の名称)	(業務内容)	(発注機関名)	(履行期間)	
(テクリス又は PUBDIS 登録番号：)				
(3) 手持ち業務の状況 (年 月 日現在)、管理技術者又は担当技術者となっている 契約金額500万円以上				
(業務の名称)	(職務上の立場)	(発注機関名)	(履行期間)	(契約金額)
2 担当技術者 (代表して〇〇業務に従事する者1名を記載)				
配置予定技術者名：		(生年月日： 年 月 日)		
所属・役職名：				
(1) 保有資格				
技術士 (部門： 分類：)・登録番号：		・取得年月日：		
RCCM (部門：)・登録番号：		・取得年月日：		
その他 (部門：)・登録番号：		・取得年月日：		
(2) 同種業務の経験 (1件のみ記載)				
(業務の名称)	(業務内容)	(発注機関名)	(履行期間)	
(テクリス又は PUBDIS 登録番号：)				

- 「保有資格」欄に記載したものは、そのすべての資格の写しを添付する。
- 記載する業務経験について、テクリス又は PUBDIS に登録されている業務である場合は写し(詳細を含む。)を、登録されていない業務である場合は契約書の写しを添付する。
- 記載する業務が、平成16年4月1日以降に防衛省発注機関(旧防衛施設局等を含む。)と契約した業務である場合は、業務成績評定通知書の写しを添付する。
- 「手持ち業務の状況」欄に記載したものは、そのすべての契約書の写しを添付する。
- 雇用保険被保険者証の写しを添付する。

1 未提出であると認められる場合	(1)	業務費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	業務費内訳明細書に表紙が付いていない場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	業務の名称に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	業務費内訳明細書の合計金額が入札金額と異なる場合
4 その他	(1)	他の入札参加者の業務費内訳明細書と類似し、合理性がなく極めて不自然な場合

年 月 日

誓約書

契約担当官
航空自衛隊作戦システム運用隊
会計小隊長 松浦 奈央 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。

年 月 日

誓約書

契約担当官
航空自衛隊作戦システム運用隊
会計小隊長 松浦 奈央 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

弊社は、過去5年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

業務従事者一覧

監理 (主 任・管 理)技 術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	(中学校以降を記載)
	職歴	
	業務経験	(特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載)
	研修実績その他経歴	(特に海外業務に関する研修、情報保全に関する研修があれば積極的に記載)
	専門的知識その他の知見	(特に海外業務に関する専門的知識、情報保全に関する専門的知識があれば積極的に記載)
	資格	(特に海外業務に関する資格、情報保全に関する資格があれば積極的に記載)
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	(特に海外業務に関する業績、情報保全に関する業績があれば積極的に記載)
現場代 理人	氏名	

	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	
担当技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他経歴	

	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

注：1 不要な行は削除すること

2 記載する内容が特になし項目は、「特になし」と記載すること。

3 内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

取扱い制限情報に関する社内規則

項目	内容
取扱い制限情報に関する社内規則	<input type="checkbox"/> 社内規則がある
	<input type="checkbox"/> 社内規則に類する資料がある
	<input type="checkbox"/> 社内規則及びそれに類する資料がない

注：1 いずれかの「□」に「■」を付す。

2 社内規則若しくはそれに類する資料がある場合は、その写しを提出する。

3 社内規則及びそれに類する資料がない場合は、別に定める申請書を提出する。

年 月 日

申 請 書

契約担当官
航空自衛隊作戦システム運用隊
会計小隊長 松浦 奈央 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申し出ます。

代表者（記名・押印）

役員（記名・押印）

※履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての記名押印を行うこと。

※履歴事項全部証明書の写しを提出すること。

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧

親会社	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
地域統括 会社	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
ブランド・ラ イセンサー	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
フランチャイ ザー	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
コンサルタン ト	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
<input type="checkbox"/> 親会社等が存在しない		

注：1 不要な行は削除すること。

2 親会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載すること。

3 内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可。

取扱い制限情報が親会社等への報告等対象でないことがわかる資料

項目	内容
取扱い制限情報に関する資料	<input type="checkbox"/> 報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことが明記された資料がある
	<input type="checkbox"/> 上記に類する資料がある
	<input type="checkbox"/> 資料がない

- 注：1 いずれかの「□」に「■」を付す。
2 資料がある場合は、その写しを提出する。
3 資料がない場合は、別に定める申請書を提出する。

年 月 日

申請書

契約担当官
航空自衛隊作戦システム運用隊
会計小隊長 松浦 奈央 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等の指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことを申し出ます。

親会社（商号又は名称・代表者氏名・代表者印）

地域統括会社（商号又は名称・代表者氏名・代表者印）

ブランド・ライセンサー（商号又は名称・代表者氏名・代表者印）

フランチャイザー（商号又は名称・代表者氏名・代表者印）

コンサルタント（商号又は名称・代表者氏名・代表者印）

※別紙様式第9の一覧表に示した者全ての名称等を記載すること